

平成 19 年 7 月 13 日

海事局安全基準課

## プレジャーボート等の技術基準の改正について

～小型船舶に ISO 規格の技術基準を取り入れました～

プレジャーボート等の小型船舶の安全に関する技術基準を改正し、適用できる ISO (国際標準化機構) 規格が 13 規格から 40 規格に増えました。

これにより、プレジャーボート等の設計の自由度が増すとともに、これらの小型船舶の輸入円滑化が期待されます。

- (1) プレジャーボート等の小型船舶の安全に関する技術基準については、小型船舶安全規則 (昭和 48 年運輸省令第 36 号) に規定されていますが、規制緩和推進 3 年計画 (再改定) (平成 12 年 3 月 31 日閣議決定) においては、プレジャーボートの技術基準について「ISO においてプレジャーボート全般の規格が制定された後、国内技術基準の整合化を図る。」こととされております。
- (2) 今般、ISO において新たにプレジャーボートの船体構造、復原性等に係る規格が制定され、また、EU (欧州連合) ではプレジャーボートに対する強制要件として ISO 規格が順次取り入れられています。
- (3) この状況を受け、平成 17 年度及び 18 年度の 2 年間、日本小型船舶検査機構 (JCI) に「国内技術基準と ISO 規格との整合化に関する検討委員会」が設置され、小型船舶安全規則の技術基準とそれに対応する ISO 規格との比較検討・安全評価が行われました。国土交通省海事局では、同委員会による検討結果を踏まえ、ISO 規格に定められた技術基準も適用できるよう、今般、小型船舶安全規則の解釈通達 (船舶検査心得) について所要の改正を行いました。
- (4) その結果、適用可能な ISO 規格が従来の機関関係を中心とした 13 規格から、艇体の基本部分を構成する船体構造材料・部材寸法、復原性、排水設備等を含む 40 規格に増加しました。これにより、プレジャーボート等の設計の自由度が増大するとともに、これらの小型船舶の輸入円滑化が期待されます。

(問い合わせ先)

国土交通省 海事局 安全基準課 北林、伊藤

代表 03-5253-8111 (内線 43-935, 43-936)

直通 03-5253-8636